

山梨県公報

第二千二百九十八号

平成二十五年

二月十四日

木曜日

目次

道路の供用開始(二件).....	八一
換地処分の実施.....	八一
公共測量の終了.....	八一
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出.....	八二
人事委員会.....	八二
平成二十五年山梨県職員等採用試験の実施について.....	八二
教育委員会.....	八二
一般競争入札について.....	八四
公安委員会.....	八四
平成二十五年自動車等の運転免許試験等の実施.....	八五

告示

山梨県告示第四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年三月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	遅沢静川線	南巨摩郡身延町中山字渡場一六六七番地先から	二〇九・〇	平成二十五年二月十五日

南巨摩郡身延町中山字渡場一六〇〇番の一地先まで

日

山梨県告示第四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年三月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	塩山勝沼線	甲州市塩山上於曾字仲沢三一六番の一地先から 甲州市塩山上於曾字仲沢官有無番地先まで	一七・六	平成二十五年二月十四日

公告

換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(笛吹川左岸地区八代南第一工区)の換地処分を平成二十五年二月七日実施した。

平成二十五年二月十四日

山梨県知事 横内正明

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十五年一月三十一日付けで山梨県富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十五年二月十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 公共測量（航空写真測量）
- 二 作業期間 平成二十四年九月十二日から平成二十五年一月二十三日まで
- 三 作業地域 都留市の一部（大平川・戸沢川・柄杓流川）
上野原市の一部（仲間川・秋山川）
丹波山村の一部（多摩川）
小菅村の一部（小菅川）

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり都留市井倉第二土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。
 平成二十五年二月十四日

一 退任

山梨県知事 横内正明

氏名	住 所
平井 芳昌	都留市井倉二百六十四番地一

二 就任

氏名	住 所
矢野 弘	都留市井倉三百七十九番地

人事委員会

● 平成二十五年山梨県職員等採用試験の実施について
 平成二十五年山梨県職員等採用試験を次のとおり実施する。
 平成二十五年二月十四日

山梨県人事委員会
 委員長 小 俣 二 也

平成25年度山梨県職員等採用試験実施予定

試験の区分		試験案内・申込書 配布開始日	受付期間	第1次試験日	最終合格 発表日
職員採用上級試験		5月14日(火)	5月14日(火) ～6月4日(火)	6月30日(日)	9月6日(金)
職員採用初級試験		7月10日(水)	8月12日(月) ～9月2日(月)	9月29日(日)	11月15日(金)
資格免許職職員採用試験					
小中学校事務職員採用試験					
民間企業等職務経験者職員 採用試験		8月16日(金)	8月16日(金) ～9月6日(金)	9月22日(日)	11月29日(金)
身体障害者対象職員選考試験		7月10日(水)	8月12日(月) ～9月2日(月)	9月29日(日)	11月15日(金)
警察官採用試験A	第1回	3月18日(月)	3月18日(月) ～4月16日(火)	5月12日(日)	7月26日(金)
	第2回	7月5日(金)	7月29日(月) ～8月23日(金)	9月22日(日)	11月29日(金)
警察官採用試験B					

※ 試験区分によっては試験を実施しない場合があるので、県のホームページ及び各試験の試験案内で確認すること。

※ 試験区分により受験資格が異なるので、詳細は各試験の試験案内で確認すること。

教育委員会

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年二月十四日

山梨県教育委員会教育長 瀧 田 武 彦

- 一 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量
山梨県教育情報ネットワークサーバ等 一式
- 2 借入物品等の仕様等
- 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間
平成二十五年七月一日から平成三十年六月三十日までとする。
- 4 納入場所
山梨県教育委員会教育長が指定する場所
- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 平成二十四年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十四年山梨県告示第三百一十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 3 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると山梨県教育委員会教育長が判断した者であること。
- 5 この公告に示す借入物品等に係るアフターサービスを山梨県教育委員会教育長の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- 6 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇〇 八五〇四 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 2 山梨県教育庁高校教育課指導担当 電話〇五五 二二三 一七六六
- 入札説明書の交付方法
- 3 この公告の日から平成二十五年三月四日（月）までの山梨県の休日を除く毎週、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの1の交付場所において交付する。
- 4 入札説明書の日時及び場所
平成二十五年二月二十二日（金）午後二時
山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県民会館四〇三会議室
- 5 入札参加資格確認申請書の提出方法
入札参加資格確認申請書の提出方法
- 6 この公告の日から平成二十五年三月四日（月）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県教育庁高校教育課指導担当（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に持参すること。
- 7 入札及び開札の日時及び場所
平成二十五年三月二十七日（水）午後二時
山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県民会館四〇一会議室
- 8 郵送による入札書の受領期限及び場所
平成二十五年三月二十六日（火）午後五時までに山梨県教育委員会高校教育課指導担当（郵便番号四〇〇 八五〇四 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。
- 9 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、賃借料総額として見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 10 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下、「規則」という。）

第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県教育委員会教育長が認めたと入札者であつて、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札保証金
免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削減があつた場合は、当該契約を解除することがある。

6 その他

落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Server Systems for Yamanashi Prefectural Education Information Network:1 Set

2 Date and time of the tendering and bid opening

2:00PM March 27, 2013.

3 Section in charge

High School Education Division, Yamanashi Prefectural Board of Education

6-1, Marunouchi 1-chome, Kofu-shi, Yamanashi-ken 400-8504 JAPAN

Phone 055-223-1766

公安委員会

●平成二十五年自動車等の運転免許試験等の実施

平成二十五年四月から平成二十六年三月までの、道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第八十九条第二項の規定による運転技能の検査（以下「技能検査」という。）、法第九十七条の規定による運転免許試験（以下「免許試験」という。）、法第九十七条の二の規定に該当する者についての運転免許試験（以下「一部免除試験」という。）、法第百条の二第二項の規定による再試験（以下「再試験」という。）及び道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第十八条の五の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十五年二月十四日

山梨県公安委員会

委員長 櫻 井 洋

一 技能検査

検査の種類	検査日	検査場所
大型自動車免許	毎週水曜日（山梨県の休日 を定める条例（平成元年山 梨県条例第六号）第一条第 一項に規定する県の休日） 以下「休日」という。）を 除く。）	山梨県南アルプス市下高砂 八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転 免許課（山梨県総合交通セ ンター）
中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許（AT車を除く。）	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	
普通自動車免許（AT車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	

二 免許試験

1 自動車等の運転に必要な適性についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車第二種免許（AT車を除く。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	
普通自動車仮免許（AT車に限る。）		
普通自動車第二種免許（AT車に限る。）		
普通自動車免許（AT車に限る。）		
普通自動車仮免許（AT車を除く。）		
大型自動車仮免許		
大型自動車免許	毎週木曜日（休日を除く。）	
中型自動車仮免許	毎週火曜日（休日を除く。）	
中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
中型自動車第二種免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
大型特殊自動車第二種免許		

2 自動車等の運転に必要な技能についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
牽引 ^ケ 第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
大型特殊自動車免許		
牽引免許	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
小型特殊自動車免許	毎週火曜日、ただし、八月及び三月は毎週火曜日（休日）に当たった場合は、別に指定した日とする。 なお、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
原動機付自転車免許		
普通自動車仮免許（AT車を除く。）	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車免許（AT車を除く。）		

免許の種類	試験日	試験場所																										
3 自動車等の運転に必要な知識についての免許試験	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1350 183 1414 479">車に限る。)</td> <td data-bbox="1350 479 1414 1066"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1262 183 1350 479">普通自動車第二種免許(AT車に限る。)</td> <td data-bbox="1262 479 1350 1066">毎週火曜日及び木曜日(休日を除く。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1174 183 1262 479">普通自動車免許(AT車に限る。)</td> <td data-bbox="1174 479 1262 1066"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 183 1174 479">普通自動車仮免許(AT車を除く。)</td> <td data-bbox="1086 479 1174 1066"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="999 183 1086 479">大型自動車仮免許</td> <td data-bbox="999 479 1086 1066">毎週月曜日(休日を除く。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 183 999 479">大型自動車免許</td> <td data-bbox="911 479 999 1066">毎週木曜日(休日を除く。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="823 183 911 479">中型自動車仮免許</td> <td data-bbox="823 479 911 1066">毎週火曜日(休日を除く。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="735 183 823 479">中型自動車免許</td> <td data-bbox="735 479 823 1066">毎週水曜日(休日を除く。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="647 183 735 479">中型自動車第二種免許</td> <td data-bbox="647 479 735 1066">毎週金曜日(休日を除く。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 183 647 479">大型特殊自動車第二種免許</td> <td data-bbox="560 479 647 1066"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 183 560 479">牽引第二種免許</td> <td data-bbox="472 479 560 1066"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 183 472 479">大型自動二輪車免許</td> <td data-bbox="384 479 472 1066"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 183 384 479">普通自動二輪車免許</td> <td data-bbox="296 479 384 1066"></td> </tr> </table>	車に限る。)		普通自動車第二種免許(AT車に限る。)	毎週火曜日及び木曜日(休日を除く。)	普通自動車免許(AT車に限る。)		普通自動車仮免許(AT車を除く。)		大型自動車仮免許	毎週月曜日(休日を除く。)	大型自動車免許	毎週木曜日(休日を除く。)	中型自動車仮免許	毎週火曜日(休日を除く。)	中型自動車免許	毎週水曜日(休日を除く。)	中型自動車第二種免許	毎週金曜日(休日を除く。)	大型特殊自動車第二種免許		牽引第二種免許		大型自動二輪車免許		普通自動二輪車免許		
車に限る。)																												
普通自動車第二種免許(AT車に限る。)	毎週火曜日及び木曜日(休日を除く。)																											
普通自動車免許(AT車に限る。)																												
普通自動車仮免許(AT車を除く。)																												
大型自動車仮免許	毎週月曜日(休日を除く。)																											
大型自動車免許	毎週木曜日(休日を除く。)																											
中型自動車仮免許	毎週火曜日(休日を除く。)																											
中型自動車免許	毎週水曜日(休日を除く。)																											
中型自動車第二種免許	毎週金曜日(休日を除く。)																											
大型特殊自動車第二種免許																												
牽引第二種免許																												
大型自動二輪車免許																												
普通自動二輪車免許																												

大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日(休日を除く。)	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地
普通自動車第二種免許(AT車を除く。)		山梨県警察本部交通部運転免許課(山梨県総合交通センター)
普通自動車免許(AT車を除く。)		
普通自動車仮免許(AT車に限る。)		
普通自動車第二種免許(AT車に限る。)	毎週火曜日及び木曜日(休日を除く。)	
普通自動車免許(AT車に限る。)		
普通自動車仮免許(AT車を除く。)		
大型自動車仮免許	毎週月曜日(休日を除く。)	
中型自動車仮免許	毎週火曜日(休日を除く。)	
中型自動車第二種免許	毎週金曜日(休日を除く。)	
大型特殊自動車第二種免許		
牽引第二種免許		
大型特殊自動車免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		

小型特殊自動車免許 原動機付自転車免許	運転免許課（山梨県総合交通センター）及び運転免許課都留分室においては毎週水曜日（休日を除く。） 警察署においては毎月第一火曜日及び第三火曜日。ただし、八月及び三月は毎週火曜日（休日に当たった場合は、別に指定した日）とする。 なお、警察署で免許を受けようとする者は、当該警察署の住所区域に住所のある者に限る。	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター） 山梨県都留市下谷三丁目二番二号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室 免許を受けようとする住所区域を管轄する警察署
------------------------	---	---

三 一部免除試験

1 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。また、運転免許課都留分室は平成二十六年一月六日は法第九十七条の第二項第三号に該当する者に限る。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
中型自動車第二種免許	同上	同上
普通自動車第二種免許	同上	同上
大型特殊自動車第二種免許	同上	同上
牽引第二種免許	同上	同上
大型自動車免許	同上	同上
中型自動車免許	同上	同上
普通自動車免許	同上	同上
大型特殊自動車免許	同上	同上

2 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び技能についての免許試験

免許の種類	試験日	試験場所
牽引免許	同上	同上
大型自動二輪車免許	同上	同上
普通自動二輪車免許	同上	同上
小型特殊自動車免許	同上	同上
原動機付自転車免許	同上	同上
大型自動車仮免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
中型自動車仮免許	同上	同上
普通自動車仮免許	同上	同上
大型自動車第二種免許	毎週月曜日及び水曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
普通自動車第二種免許（AT車を除く。）	同上	同上
普通自動車免許（AT車を除く。）	同上	同上
普通自動車仮免許（AT車に限る。）	同上	同上
普通自動車第二種免許（AT車に限る。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	同上
普通自動車免許（AT車に限る。）	同上	同上

普通自動車仮免許（AT車を除く。）	毎週月曜日（休日を除く。）	
大型自動車仮免許	毎週木曜日（休日を除く。）	
大型自動車仮免許	毎週火曜日（休日を除く。）	
中型自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
中型自動車第二種免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
大型特殊自動車第二種免許		
牽引第二種免許		
大型特殊自動車免許		
牽引免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		

3 免許試験の一部が免除される者に対する運転に必要な適性及び知識についての免許試験

大型自動車第二種免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。また、運転免許課都留分室は平成二十六年一月六日は法第九十七条の第二項第三号に該当する者に限る。）。ただし、法第八十九	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター） 山梨県都留市下谷三丁
中型自動車第二種免許		
普通自動車第二種免許		

四 再試験

大型特殊自動車第二種免許	条第二項後段に規定する書面及び法第九十九条の第五項に規定する卒業証明書を有する者については、水曜日を除く。	目二番二号 山梨県警察本部交通部 運転免許課都留分室（道路交通法施行令第三十四条の四に該当する者を除く。）
牽引第二種免許		
大型自動車免許		
中型自動車免許		
普通自動車免許		
大型特殊自動車免許		
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		
小型特殊自動車免許		
原動機付自転車免許		
大型自動車仮免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
中型自動車仮免許		
普通自動車仮免許		

普通自動車免許（道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第十四条に該当する者を含む。）	毎週火曜日及び木曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部 運転免許課（山梨県総合交通センター）
---	--------------------	---

原動機付自転車免許	毎週水曜日及び金曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市 下高砂八百二十五番 地 山梨県警察本部交通 部運転免許課（山梨 県総合交通センター）
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許		

五 審査

1 技能による審査

免許の種類	審査日	審査場所
大型自動車第二種免許	毎週月曜日（休日を除く。）	山梨県南アルプス市 下高砂八百二十五番 地 山梨県警察本部交通 部運転免許課（山梨 県総合交通センター）
大型自動車免許	毎週火曜日（休日を除く。）	
大型自動車仮免許		
中型自動車第二種免許	毎週水曜日（休日を除く。）	
中型自動車免許		
中型自動車仮免許	毎週金曜日（休日を除く。）	
大型特殊自動車免許		
普通自動車免許	毎週土曜日（休日を除く。）	
普通自動車仮免許		
牽引免許	毎週日曜日（休日を除く。）	
大型自動二輪車免許	毎週月曜日（休日を除く。）	
普通自動二輪車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	

2 書面による審査

免許の種類	審査日	審査場所
大型自動車免許	毎週月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	山梨県南アルプス市 下高砂八百二十五番 地 山梨県警察本部交通 部運転免許課（山梨 県総合交通センター）
中型自動車第二種免許		
中型自動車免許	毎週火曜日（休日を除く。）	山梨県都留市下谷三 丁目二番一号 山梨県警察本部交通 部運転免許課都留分 室
普通自動車免許		
大型特殊自動車免許	毎週水曜日（休日を除く。）	山梨県都留市下谷三 丁目二番一号 山梨県警察本部交通 部運転免許課都留分 室
大型自動二輪車免許		
普通自動二輪車免許	毎週土曜日（休日を除く。）	

六 その他

- 1 技能検査、免許試験、三の2及び3の一部免除試験、再試験並びに審査の受付時間は、午前八時三十分から同九時までとする。
- 2 他の受付時間は、午後一時から同一時三十分までとする。ただし、法第九十七条の二第二項に定める確認を受けようとする者については、予約制とし、時間を指定するものとする。
- 3 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許、大型自動車免許及び中型自動車免許の技能試験については、予約制とする。
- 4 技能試験は、積雪その他天候等により、試験を実施することが危険な場合は中止とする。